

令和3年改訂版

コロナ禍における 選挙管理執行の 実務

特例郵便等投票から
最新対策事例、Q&Aまで

一般社団法人 選挙制度実務研究会 編

はじめに

令和2年初頭から始まった新型コロナウイルスの世界的な感染拡大は、令和3年の半ばを過ぎた現在も収束の兆しが見えていません。日本国内においても、いまだ多数の新規感染者が発生する状況が続いており、取り分け東京都では令和3年7月には4度目の緊急事態宣言が発令されました。

こうした中、各地の選挙管理委員会では選挙を滞りなく管理執行するために、投票所での三密回避とともに消毒・換気の徹底、当日投票所の混雑回避のための期日前投票の拡充等、さまざまな感染防止対策に取り組み、これまでのところ、国政選挙・地方選挙ともに選挙期日の変更など大きな混乱を来すことなく、予定どおりのスケジュールで投開票が行われています。

一方、コロナ禍が長引くにつれ、ホテルや自宅において療養中で外出制限が要請された感染者である選挙人の投票が事実上困難となってしまう問題が浮上しました。そこで国では、議員立法により療養中の選挙人が選挙権を確実に行使することができるように、令和3年6月、当分の間の措置として「特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法の特例に関する法律」を制定し、宿泊施設等で療養中の者のうち、一定の要件を満たす者については、公職選挙法第49条第2項を用いて行う投票方法について、公職選挙法の特例が定められ「特例郵便等投票」ができることとされました。

本書は、この特例郵便等投票の運用のポイントについて解説するとともに、選挙の管理執行における基本的なコロナ対策や実際に各地の選挙で行われたコロナ対策の具体事例のほか、各地の選

挙管理委員会から当研究会に寄せられたコロナ禍における選挙の管理執行に関する質問とそれに対する回答等を幅広く掲載、選挙におけるコロナ対策を網羅的に紹介することを目的に編集いたしました。

コロナ禍という未曾有の困難の中にあつて、瑕疵のない適正な選挙の管理執行を実現している全国の選挙管理委員会の皆様からのご敬意を表するとともに、本書の編集にあたって有益な助言を提示していただいた関係者の皆様、また、選挙の管理執行でのコロナ対策に関する有意義な取り組み事例の紹介を快諾いただいた各自治体の皆様に、この場を借りて厚く御礼を申し上げます。

令和3年10月21日に任期が満了する衆議院議員の総選挙においてはもちろん、今後もしばらくの間は選挙の管理執行にコロナ対策が必須とされる状況が続くものと考えられます。コロナ禍であっても平常時と同様に、国民の皆さんが憲法で保障された選挙権を確実に行使できるよう、本書が選挙管理執行の現場で実務にあたられる選挙管理委員会の皆様の一助となることを願ってやみません。

令和3年8月

一般社団法人 選挙制度実務研究会
代表理事 小島 勇人

目次

はじめに	2
------	---

第1章 特例郵便等投票制度の創設

1. 新型コロナウイルス感染症患者等の投票	9
2. 特例郵便等投票の対象者	11
3. 特例郵便等投票の手続きおよび方法	12
4. 特例郵便等投票に係る市区町村の選挙管理委員会、投票所および開票所における感染防止措置	29
5. 特例郵便等投票に係る選挙管理委員会、保健所等における運用上の留意事項	30
6. 濃厚接触者の投票	37

第2章 選挙の管理執行における新型コロナウイルス感染症対策

1. 選挙管理委員会委員および事務局職員の体制	40
2. 選挙管理委員会の開催と委員長の専決処分	41
3. 投票・開票事務従事者の確保関係	43
4. 新型コロナウイルス感染症対策に係る選挙人への周知	47
5. 当日投票所・期日前投票所の開設に係る留意点	49
6. 当日投票所・期日前投票所での感染防止対策に係る留意点	52
7. 指定施設（病院、老人ホーム等）における不在者投票の留意点	61
8. 宿泊療養施設における投票の実施	64
9. 開票所（選挙会場）における留意点	71
10. 当日投票所、期日前投票所または開票所（選挙会場）の施設で感染者等が発生した場合の措置	76
11. その他の留意点	79

第3章 選挙管理執行における新型コロナウイルス感染症対策実例集

1. 衆議院議員補欠選挙（令和2年4月26日執行）、静岡市選挙管理委員会……………81
2. 富山県知事選挙（令和2年10月25日執行）、富山市選挙管理委員会……………88
3. 茨城県古河市長選挙（令和2年11月29日執行）、古河市選挙管理委員会……………95
4. 千葉県知事選挙（令和3年3月21日執行）、柏市選挙管理委員会……………99

第4章 選挙管理執行における新型コロナウイルス対策関連 Q&A集

1. 不在者投票……………107
2. 選挙運動……………111
3. 寄附……………112
4. 特例郵便等投票……………120
5. その他……………128

第5章 資料

- ・ 特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法の特例に関する法律（令和3年法律第82号）……………134
- ・ 特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法の特例に関する法律施行令（令和3年政令第175号）……………139
- ・ 特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法の特例に関する法律施行規則（令和3年総務省令第61号）……………143

・ 特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法の特例に関する法律等の施行について	146
・ 特定患者等の特例郵便等投票及び濃厚接触者の投票について	151
・ 特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法の特例に関する法律等に係る留意事項について	187
・ 特例郵便等投票に係るQ & Aの送付等について	191
・ 選挙の管理執行における新型コロナウイルス感染症への対応について	198
・ 選挙の管理執行における新型コロナウイルス感染症への更なる対応について	199
・ 選挙の管理執行における新型コロナウイルス感染症への対応について (第3報)	201
・ 選挙の管理執行における新型コロナウイルス感染症への対応について (第4報)	202
・ 選挙の管理執行における新型コロナウイルス感染症への対応について (第5報)	206
・ 選挙の管理執行における新型コロナウイルス感染症への対応について (第6報)	209

第1章

特例郵便等投票制度の創設

新型コロナウイルス感染症により入院中、または宿泊施設や自宅等で療養中の選挙人には外出自粛要請がなされており、要請期間中に選挙が執行される場合、投票所での投票が困難であるため、これらの方々の選挙権行使の機会が事実上奪われていることが大きな論議となっていました。また、選挙の管理執行を担う実務の現場での苦悩が続いていました。このような状況下、令和3年4月25日の国会議員の再選挙および補欠選挙を控えた3月に、北海道および札幌市の選挙管理委員会から「宿泊および自宅療養者の選挙権行使の機会を確保するため、郵便等による不在者投票の対象者とするよう制度改正を」との趣旨の要望が衆議院政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員長や参議院政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員長等にだされたことも契機となって、外出自粛要請により選挙権行使の機会が実質的に奪われているという喫緊の立法事実について、各党間で議論が進められた結果、成案が得られ、第204回国会において議員立法として、特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法の特例に関する法律（令和3年法律第82号。以下「特例法」という。）が制定されました。

この特例法により、特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法（以下「特例郵便等投票」という。）について、公職選挙法（昭和

25年法律第100号)の特例が定められました。

また、特例郵便等投票の手続きの詳細等については、特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法の特例に関する法律施行令(令和3年政令第175号。以下「特例令」という。)および特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法の特例に関する法律施行規則(令和3年総務省令第61号。以下「特例則」という。)により定められました。

一方、濃厚接触者については、特例郵便等投票の対象とはされてはいませんが、濃厚接触者が投票のために外出することは、「不要不急の外出」には、あたらず、投票所等において投票することが可能であることについて、国会審議においても明らかにされていることに留意が必要です。

1. 新型コロナウイルス感染症患者等の投票

新型コロナウイルス感染症発生時に選挙を管理執行するにあたっては、当該選挙を管理執行する地方公共団体において、政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」(令和2年2月25日新型コロナウイルス感染症対策本部決定)を踏まえ、手洗いや咳エチケット、手指消毒などの対策を徹底しつつ、従前と同様に公職選挙法の規定に基づいて選挙が公平かつ公正に執行されるよう努める必要があります。

新型コロナウイルスに感染して病院または自宅や宿泊療養施設で療養中の選挙人については、公職選挙法上、投票所での投票を禁じる規定はありませんが、原則として外出自粛要請がなされているため、投票所に足を運んでの投票は事実上困難な状況となっ

ルス感染症への対応について」の技術的助言の第1報が令和2年2月26日に発出され、その後第6報（令和3年4月末現在）以降も重要な技術的助言が発出されています。これらの助言を基本に据えながら、各市区町村の実情を十分に勘案して必要事項を定め、選挙人や事務従事者等の感染防止に最大限努めます。

- ・ 感染症対策には、通常選挙執行経費とは別に、アルコール消毒液やフェイスシールド、マスクその他の装備品にかかる経費が必要になります。必要な備品等のリスト、必要な数量、それに基づく必要経費の見積もりを誤らないように、周到な準備が必要です。これまでにコロナ禍において選挙を執行した先行事例を参考に、各市区町村の実情に応じた準備を進めます。
- ・ 「withコロナ」の状況下における市区町村の選挙管理委員会での業務への対応については、あくまでも選挙人の感染防止とともに、選挙事務関係者の感染をも防止することを基本に据えて、いかなる状況下においてもミスのない適正かつ円滑な選挙管理執行業務の遂行を期さねばなりません。選挙の管理執行業務を担当する者としては、平常時・選挙時を問わず、引き続き新型コロナウイルス感染防止のために、ウイルスの感染に繋がる「飛沫」と「接触」を防ぐことを基本としながら、
 - ① 咳エチケット
 - ② 手指洗浄・消毒
 - ③ 「三密」（密閉、密集、密接）回避
 - ④ 投票のための外出以外の「不要不急の外出」の自粛の4点の実践を徹底して、いまだに出口の見えない「withコロナ」状況下での各種選挙の適正な管理執行に努めていくことが求められます。

第3章

選挙管理執行における新型コロナウイルス感染症対策 実例集

各選挙管理委員会では、コロナ禍においても選挙人の皆さんが安心して投票に臨めるよう、それぞれ独自の感染症防止マニュアルや体制を整備し、選挙を管理執行しています。本章では、各選挙管理委員会のこれまでの実務事例のうちから、これからの参考としていただきたく、取り組みの一部を抜粋してご紹介します。

1. 衆議院議員補欠選挙（令和2年4月26日執行）

～独自の「除菌・消毒セット」で感染防止対策を徹底
静岡市選挙管理委員会

(1) 除菌・消毒セット

静岡市選挙管理委員会では、投票所での新型コロナウイルス感染症対策の徹底を図るため、独自の「除菌・消毒セット」を作り、各投票所に配布、除菌・消毒方法を共有しました。

除菌・消毒セット



【引き渡し】

投票日に区役所に投票用紙を取りに来る投票管理者または事務従事者に手渡します。車に持ち込む際は本部職員と一緒に運びます。

【セット内容】

① 消毒用エタノール（手指用）5ℓ または 小ボトル

※ アレルギーなどでエタノールが使用できない選挙人がいる場合は使い捨て手袋をすすめます。

② プッシュ式ボトル（手指用）

③ 次亜塩素酸消毒液（商品名：エコノアクア）

テーブル、鉛筆等の物品の消毒に使用します。使用の際は使い捨て手袋を使用してください。

※ 塩素が強いため、皮膚に付けないよう注意してください。

④ 使い捨て手袋 L・M

使い捨て手袋は入口に置き、手・指の消毒をしてから、自由にお取りいただきます。

⑤ ペーパータオル

次亜塩素酸消毒液で物品（鉛筆、机等）を拭く際に使用してく

ださい。

⑥ ぞうきん

次亜塩素酸消毒液で物品等を拭く際に使用するなど、多用途に使用してください。

⑦ 除菌ジェル

消毒用エタノールの交換時など、エタノール液が使用できない場合の入場者へ使用してください。

⑧ ハンドソープ

手洗い用として洗面所、トイレに設置し使用してください。

⑨ マスク

立会人、事務従事者用です。

⑩、⑪ 鉛筆回収箱、消毒済鉛筆立て

投票用紙と同時に消毒済の鉛筆を渡し、出口で回収するようにお願いします。

⑫ 各種ポスター

消毒液の設置場所に貼るなどしてください。

⑬ アクリルカバー（3枚）

飛沫防止カバー。受付、名簿対照係、投票用紙交付係の前に置くなどして活用します。

【注意事項】

① 残った物品はバッグに入れて返却してください(返却方法は後述)。

② 消毒用エタノール5ℓに付けた注ぎ口は必ず元の袋に入れて返却してください。

③ 空になった5ℓタンクは回収するので必ず返却してください。

20	⑥ 新型コロナウイルス感染症への対策として、当日投票所への集中を避けるため期日前投票の積極的な利用を呼び掛けていますが、新型コロナ対策として期日前投票を行うことは期日前投票事由のどれに該当しますか？	事由の6「天災または悪天候」に該当することが総務省から通知されています。(令和2年3月4日付総行管第94号)
21	⑥ マスクを着けていないような子どもは、入場を断ったほうがよろしいでしょうか？	子どもなど18歳未満の同伴者や、介護者など投票管理者がやむを得ないと認めた者は投票所に入ることができます(公職選挙法第58条)。また、投票管理者は混雑やけん騒など秩序を乱す者を投票所に入れさせないことができます(同法第58条、第60条)。しかし、 <u>疾患やマスクをしていないこと等を理由に、投票所に入場させないなど投票の権利を奪うことはしないでください</u> 。当該お子さんが感染を誘発するおそれのあるような場合は、その後の選挙人の入場まで少し間を置き、お子さんが触れたところを消毒してください。

第4章

選挙管理執行における新型コロナウイルス対策関連 Q&A集

当研究会の会員自治体から寄せられた新型コロナウイルス感染症に起因する選挙執行等に関する質疑等の中から、最近の主なものをQ&Aにまとめました。なお、回答はあくまでも当研究会の見解であることに留意してください。

1. 不在者投票

Q1 不在者投票用紙（BPコート紙）に新型コロナウイルスが付着した場合、ある研究機関の調べでは、感染力は低下するものの、72時間は残存するとされています。このことを踏まえ、指定施設である病院から送致されたコロナ患者の不在者投票用紙の取り扱いについて、次の点を教えてください。

- ① コロナ患者の不在者投票用紙であることが投票管理者や立会人に知られることについて、人権的に配慮する必要がありますか。
- ② 投票所に送致した不在者投票用紙（投票から開票まで72時間経過しないもの）を投函した場合、他の投票用紙と混ざってしまい、開票事務従事者や開票立会人の感染リスクを高めてしまうことになるため、別の投票箱に投かんするなど

の方法を検討していますが、そのようなことは可能でしょうか。

- ③ コロナ患者の代理投票を病院スタッフがすることができれば、感染リスクがなくなると考えていますが、そのような対応は可能でしょうか。可能であれば注意点などはありますか。

A 感染予防のほか、投票の秘密保持に注意が必要です。

- ① 新型コロナウイルスの拡散の防止への対応のため、その不在者投票用紙がコロナ患者のものであることについて、投票管理者や立会人が知ることとなっても、支障はないと考えられます。この場合、選挙人の人権への配慮のうえ投票の秘密に十分留意するとともに、守秘義務が課せられていることを念頭に置いておかねばなりません。
- ② 指定施設において感染者等の不在者投票を実施する場合の留意点は、以下のとおりです。
- ・ 特に投票を実施する場所を設けて不在者投票を行う場合には、極力「三密」防止に配慮（選挙人同士や不在者投票の立会人、事務従事者の間隔の確保、定期的な換気の実施等）する。
 - ・ 他の入院者、入所者、不在者投票の立会人、事務従事者等への感染を防止するため、記載場所の机、テーブル、椅子等をアルコール消毒液で消毒してもらう。ベッド上で不在者投票を行う場合も同様とする（逐条解説（改訂版）上P.498、ポ17次P.520）。
 - ・ 不在者投票の立会人、代理投票補助者2人、不在者投票の事務を行う施設のスタッフはマスクやビニール手袋等を着用し、素手で投票用紙等に触れることがないようにしてもらう。
 - ・ 感染者等が不在者投票を行うときは、必ずマスクやビニー

ル手袋等を着用してもらい、素手で投票用紙等に触れることがないようにしてもらおう。

- ・ 投票が終了した不在者投票（封筒）を選挙管理委員会に送付するときは、郵送等の封筒の表面に、感染者等のものが入っていることが分かるようにしてもらおう。
- ・ 感染者等が不在者投票を行った指定施設から選挙管理委員会に送付された投票記載済みの不在者投票は、必ず手袋を着用して取り扱い、他の不在者投票とは分離して保管するなど、十分注意して取り扱うようにする。
- ・ 投票日当日に、指定投票区の投票所において、不在者投票の受理、不受理の決定の事務を行う従事者は、必ず手袋を着用し、直接素手で投票用紙等に触れることがないようにしてもらおう。
- ・ また、当該投票所に訪れた選挙人とは、できるだけ距離を置いた場所で作業をして、新型コロナウイルスの拡散の防止に留意する。
- ・ 各地での郵便物の遅配や郵便局の営業時間の短縮もあり得ることから、投票用紙等の請求や投票記載済みの不在者投票の送致については、早め早めに行うよう、指定施設側に要請しておく。

<感染症対策のため、指定施設側に依頼する例>

感染者等が投票用紙等に記載する際には、感染者等本人および同席する施設のスタッフともにマスクおよび手袋の着用をお願いいたします。また、感染者等本人が素手で直接投票用紙等に触れることがないようにご協力をお願いいたします。

A 政治資金規正法上の政治資金パーティーとは認められません。

「政治資金パーティー」とは、「対価を徴収して行われる催物」であって、「当該催物の対価に係る収入の金額から当該催物に要する経費の金額を差し引いた残額を当該催物を開催した者またはその者以外の者の政治活動（選挙運動を含む。これらの者が政治団体である場合には、その活動）に関し支出するもの」をいうとされています。ここでいう「催物」とは人を集めて行う様々な会合などと解されており、人を集めずオンラインで開催するものは、人を集めて行う会合と解することは難しいと考えられます（質問主意書、内閣衆質202第4号への答弁書参照）。

本件のような方法により有料のライブ配信を行い、政治団体が収入を得ることが禁ぜられるものではありませんが、政治資金パーティーとは別の事業に該当すると考えられますので、これに伴う収入、支出について同法第9条の会計帳簿と第12条の収支報告書への記載が必要になります。なお、ライブ配信を視聴するための対価として支払いをした者が、そもそも視聴する予定がないというような場合は、ライブ配信をした政治団体等への寄附になるのではないかという疑義が生じますが、これについては事実認定の問題であり、選挙管理委員会が判断する範疇外です。

- ・ 令和3年7月19日付「特例郵便等投票に係るQ&A」をP.192～195に収録しています。

第5章

資料

特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法の特例に関する法律 (令和 3 年法律第 82 号)

(趣旨)

第一条 この法律は、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。次条及び第五条において同じ。）及びそのまん延防止のための措置の影響により、特定患者等が投票をすることが困難となっている現状に鑑み、当分の間の措置として、特定患者等の郵便等（公職選挙法（昭和三十五年法律第百号）第四十九条第二項に規定する郵便等をいう。以下同じ。）を用いて行う投票方法について、同法の特例を定めるものとする。

(定義)

第二条 この法律において「特定患者等」とは、新型コロナウイルス感染症の患者又は新型コロナウイルス感染症の病原体に感染したおそれのある者であつて、次のいずれかに該当するものをいう。

- 一 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第四十四条の三第二項又は検疫法（昭和三十六年法律第二百一号）第十四条第一項（第三号に係る部分に限る。）の規定による宿泊施設（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第四十四条の三第二項に規定する宿泊施設をいう。次号において同じ。）又は当該者の居宅若しくはこれに相当する場所から外出しないことの求め（次条第二項において「外出自粛要請」という。）を受けた者
- 二 検疫法第十四条第一項第一号又は第二号に掲げる措置（次条第二項において「隔離・停留の措置」という。）により宿泊施設内に収容されている者（特例郵便等投票）

第三条 選挙人で特定患者等であるもの（以下「特定患者等選挙人」という。）の投票（在外選挙人名簿に登録されている選挙人（公職選挙法第四十九条の二第一項に規定する政令で定めるものを除く。）にあつては、衆議院議員又は参議院議員の選挙における投票に限る。）については、同法第四十八条の二第一項及び第四十九条第一項の規定によるほか、政令で定めるところにより、同法第四十二条第一項ただし書、第四十四条、第四十五条、第四十六条第一項から第三項まで、第四十八条及び第五十条の規定にかかわらず、その現在する場所において投票用紙に投票の記載をし、これを郵便等により送付する方法により行わせることができる。

- 2 前項の規定による投票（以下「特例郵便等投票」という。）をしようとする特定患者等選挙人は、請求の時に於いて外出自粛要請又は隔離・停留の措置に係る期間（以下この項において「外出自粛要請等期間」という。）が投票をしようとする選挙の期日の公示又は告示の日の翌日から当該選挙の当日までの期間（以下この項において「選挙期間」という。）にかかると見込まれるときは、当該選挙の期日前四日

までに、その登録されている選挙人名簿又は在外選挙人名簿の属する市町村の選挙管理委員会の委員長に対して、当該特定患者等選挙人が署名をした文書により、かつ、外出自粛要請又は隔離・停留の措置に係る書面を提示して、投票用紙及び投票用封筒の交付を請求するものとする。ただし、当該書面の提示をすることができない特別な事情があり、かつ、理由を付してその旨を申し出た場合において、当該市町村の選挙管理委員会の委員長が次条の規定による情報の提供を受けて当該特定患者等選挙人が特定患者等である旨及び請求の時に外出自粛要請等期間が選挙期間にかかると見込まれる旨の確認をすることができるときは、当該確認をもって当該書面の提示に代えることができる。

(情報の提供)

第四条 都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあつては、市長又は区長）及び検疫所長は、市町村の選挙管理委員会の委員長から特例郵便等投票に係る情報の提供の求めがあつたときその他特例郵便等投票に関する事務の円滑な実施のために必要があると認めるときは、市町村の選挙管理委員会の委員長に対して、当該事務の実施に必要な範囲内において、当該事務に必要な情報を提供することができる。

(特定患者等選挙人の努力)

第五条 特定患者等選挙人は、特例郵便等投票を行うに当たっては、新型コロナウイルス感染症の感染の拡大の防止に努めなければならない。

(罰則)

第六条 特例郵便等投票については、特定患者等選挙人が投票の記載の準備に着手してから投票を記載した投票用紙を郵便等により送付するためこれを封入するまでの間における当該投票に関する行為を行う場所を投票所とみなして、公職選挙法第二百二十八条第一項及び第二百三十四条中同項に係る部分の規定を適用する。

(郵便等による送付に要する費用の負担)

第七条 衆議院議員又は参議院議員の選挙に関する第三条第一項の規定により行われる郵便等による送付に要する費用については、国庫の負担とする。

2 地方公共団体の議会の議員又は長の選挙に関する第三条第一項の規定により行われる郵便等による送付に要する費用については、当該地方公共団体の負担とする。

(指定都市の区及び総合区に対するこの法律の適用)

第八条 衆議院議員、参議院議員、都道府県の議会の議員及び長の選挙並びに指定都市（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。以下この条において同じ。）の議会の議員及び長の選挙に関する第三条第二項及び第四条の規定の適用については、指定都市においては、区及び総合区の選挙管理委員会の委員長を市の選挙管理委員会の委員長とみなす。

(公職選挙法等の規定の適用)

第九条 特例郵便等投票に関する次の表の第一欄に掲げる法律の規定の適用については、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。